

3 いじめ防止基本方針

長崎市立東長崎中学校「いじめ防止基本方針」

人権尊重の精神を基本に据え、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめ問題を追放し、根絶することを目的とする。

「目指す生徒像」

「知・徳・体の調和のとれた生徒」

- 求めて学ぶ生徒
- 心身共に健やかでたくましい生徒
- 夢や志の実現のために努力する生徒
 - ※他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を持ち、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し、生命を崇高なるものとして大切にしている生徒。
 - ※規範意識と道徳心を身につけ、「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」との人権意識を持ち、人権侵害に対し、毅然とした態度を示すことのできる生徒。

「PTAとの連携」

- ・ P T A 総会
- ・ 評議員会
- ・ 理事会
- ・ 専門委員会
- ・ 学年会、地区部会
- ・ 部活動振興会 など

「いじめ対策委員会」

校長、副校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー（S C）、学校相談員 など

※必要に応じて関係教職員や専門家を追加する

「関係機関との連携」

- ・ 教育委員会
- ・ 警察
- ・ 子育て支援課
- ・ 児童相談所
- ・ 法務局
- ・ 医療機関
- ・ 民生委員
- ・ スクールサポーター
- ・ 少年センター
- ・ 学校評議員 など

「いじめ防止に向けての基本姿勢」

- いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むものとする。また、いじめ問題を根絶するために、小中連携で推進する。
- 未然防止として、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業・集団・学校づくりを推進していくことを基本とする。
- いじめの未然防止・早期発見、いじめ問題の克服のため、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域・教育委員会を始め、児童相談所、警察等との連携のもと推進する。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養う。
- 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、教員評価においては、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。